防衛省訓令第４０号

自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第５２条の規定に基づき、陸上自衛官及び海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令を次のように定める。

令和２年６月３０日

防衛大臣　河野　太郎

陸上自衛官及び海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令

第１条　自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第５２条に規定する防衛大臣の定める船舶は、海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（昭和３５年海上自衛隊訓令第３０号）別表第１の支援船のうち、海上幕僚長の指定するものとする。

第２条　自衛隊法施行規則第５２条に規定する防衛大臣の指定する船舶は、防衛大臣又はその指定する者が乗組を命じた船舶又はその母船たる船舶とする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和２年６月３０日から施行する。

（海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令の廃止）

２　海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（昭和３８年海上自衛隊訓令第１９号）は、廃止する。

（防衛省職員給与施行細則の一部改正）

３　防衛省職員給与施行細則（昭和３０年防衛庁訓令第５２号）の一部を次のように改正する。

第３条の３第１項第２号中「海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（昭和３８年海上自衛隊訓令第１９号）」を「陸上自衛官及び海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（令和２年防衛省訓令第４０号）」に改める。